



ミツヒロニュース

今月のトピックス

- ◇補助金・助成金の最新情報を知るには？
- ◇民法改正の概要
- ◇契約書の作成意義とは
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あしがき恐怖指数過去最低を更新！



来年度の税制改正が議論されていますが、給与所得控除や公的年金控除の縮減など、高額所得者を中心に増税の嵐となりそうです。その中で中小企業の世代交代を後押しする事業承継税制については、特例の内容が拡大され使い易くなりますので是非ご利用ください。税制改正の今後の動向は、ニュースレターやセミナー等でお伝えしていきます。

光廣 昌史

補助金・助成金の最新情報を知るには？

経営者が利用できる補助金・助成金に関する情報収集は、どのようにすればよいのでしょうか。補助金や助成金の数は多く、運営元も中小企業庁、厚生労働省、自治体などさまざまです。専門家でも全ての情報に目を通すのは難しく、また社会保険労務士なら雇用関係の助成金には詳しいが経営改善などについての補助金は不得手で、税理士は逆ということもあります。

その中で自社にあった補助金・助成金等を見つける事は、相当の労力が必要です。経営者自身がアンテナを張って業界情報紙や各種セミナーの中で見つけることが必要です。

国や省庁、自治体などさまざまな公的機関が補助金・助成金を用意しています。それぞれの詳しい情報は制度を運用する団体のホームページなどを閲覧すればよいのですが、それよりも先に、もう少し大雑把に今どんな補助金・助成金が申請を受け付けているのか、自社向けの補助金にはどのようなものがあるのかを調べたい。そういう時には、中小企業庁の運営するウェブサイト

「ミラサポ」を活用してみたいかがでしょうか。



I. 「ミラサポ」

「ミラサポ」は、中小企業向けの施策情報をまとめたポータルサイトで、その中の1つに補助金や助成金を検索できる「施策マップ」があります。検索時には、施策を実施している府省庁・都道府県・市区町村といった機関別や、支援内容、分野、業種、補助金額等それぞれの条件を指定して自社に合った支援制度を探すことが可能です。

(次頁へつづく)

◆まずは「ミラサポ」のサイト内の「補助金・助成金ヘッドライン」をチェック！！

ものづくり補助金
ものづくりやサービスの新事業を創出するための革新的な設備投資やサービス開発・試作品を支援します！
創業補助金
女性や若者などの地域での起業や後継者の新分野への挑戦を支援します！
小規模事業者補助金
小規模事業者の経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支援します！

- (1) 「補助金・助成金ヘッドライン」から中小企業・小規模事業者向けの情報をチェックします。
- (2) 「施策マップ」から施策を探ることができます。
 - ① 施策を実施している機関（府省庁・都道府県・市区町村）別に施策を探ることができます。
 - ② 目的・条件から施策を探ることができます。（支援内容・分野・業種・補助金額など）
 - ③ 入力したキーワードで施策を探ることができます。

II. 「J-Net21」

「ミラサポ」の情報を補完するという意味でも、もう一つ押さえておきたいのが、独立行政法人中小企業基盤整備機構の運用するウェブサイト「J-Net21」です。

ミラサポと同様、地域、利用目的、支援制度などの種類別に、助成金制度や公募している企業支援の取り組みなどを検索することができます。すべての制度情報を把握することはできませんが、両者を併せて利用することでかなりの密度の情報を得られるでしょう。

さらに同サイトの強みとして、スマートフォン向けの無料アプリも用意されている他にも企業向けのセミナー情報や、省庁や自治体が発表する中小企業向けのリリースなども配信されるため、補助金や助成金にとどまらない情報を手に入れることができるでしょう。

III. 補助金とは

補助金は、国や自治体などが政策を推進するために政策目的に合った事業を支援するために提供する、原則返済する義務のないお金のことで、企業、民間団体、個人、自治体などの事業者の方々が受けることが可能です。当然、財源は公的な資金から出されるものですので、誰でももらえるわけではなく、申請や審査が必要になり、一定の資格が必要な場合もあります。

補助金により、事業者の取り組みがひろがり、ひとつひとつの事業展開・拡大をサポートすることで「効果」を大きくしていくことがねらいです。

IV. 補助金の3つのポイント

①それぞれの補助金ごとに目的と仕組みがあります。

- ・ 補助金は、国のさまざまな政策ごとに、いろいろなジャンルで募集されています。
- ・ それぞれの補助金の「目的・趣旨」といった特徴をつかんで自分の事業とマッチする補助金を見つけましょう。

②補助を受けられるのは事業全部または一部の費用。

- ・ ただし、必ずしもすべての経費が交付される訳ではありません。
- ・ 事前に募集要項等で補助対象となる経費・補助の割合・上限額などを確認しましょう。

③補助の有無やその額については審査があります。

- ・ 補助の有無・補助金額は「事前の審査」と「事後の審査」によって決定します。
- ・ 審査には「申請」が必要です。ポイントをわかりやすくまとめて申請しましょう。
- ・ 補助金は後払い(精算払い)です。
- ・ 事業を実施した後に報告書等の必要書類を提出して検査を受けた後、初めて受け取ることができます。



実施したい事業と、行政上の目的とが合ってその効果が期待できれば、補助金を受けられる可能性が十分にあります。積極的に情報を集めて、その補助金を使うことが自社のためになるのかなど、顧問税理士等に相談して、補助金を有効に活用しましょう。

民法改正の概要

平成 29 年 6 月 2 日に、「民法の一部を改正する法律」が公布されました。今回の改正は、約 120 年ぶりに債権部分を抜本的に見直すものであるといわれています。ここでは、主な改正の概要についてご紹介します。

▽消滅時効の期間の統一化

現行民法では、職業別に時効の管理をする必要がありました。例えば、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権は、2 年間行使しないときは、消滅するとされていました。今回の改正により、「5 年間」又は「10 年間」の管理をすれば足りるようになります。

実務的には、約定の支払期限が「債権者が権利を行使することができることを知ったとき」に該当することが多いので、そこから「5 年間」回収に向けた法的手段を取らずに債権者が債権を放置すると、時効消滅のリスクが発生します。

▽法定利率を変動させるための規定

今回の改正により、法定利率が年 5% から年 3% になり、最初に設定された年 3% も、3 年ごとに短期貸付けの平均利率等を考慮し変動することになります。なお、商事法定利率年 6% の規定も、民法改正法の施行とともに削除されます。

▽保証人保護を図るための保証債務に関する規定

現行民法では、保証契約は書面による必要があるものの、公正証書による必要はありませんでした。今回の改正により、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等については、公正証書によらなければ、効力が生じないこととなります。

もっとも、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が保証人となろうとする場合には適用されません。**中小企業が事業のために金融機関から借入をする際に、代表者が連帯保証人となる典型的な場合には、改正の影響を受けないことに注意が必要です。**

▽定型約款に関する規定

約款とは、多数取引の画一的処理のため、あらかじめ定型化された契約条項のことをいい、代表的なものとして、普通保険約款、運送約款等が挙げられます。今回の改正では、定型取引において、以下の①、②のいずれかに該当する場合は、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすことになり、法的拘束力が明確化されました。

- ① 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき
- ② 定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

ただし、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義誠実の原則に反して、相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなされます。

改正法の施行は、一部の例外規定を除き、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日となります。具体的な施行日は平成 29 年 11 月時点では未定ですが、平成 32 年 1 月 1 日や平成 32 年 4 月 1 日等が可能性として考えられます。

契約書の作成意義とは

◆契約書がなくても契約は成立する

合意書や契約書がない場合でも合意や契約は有効ですか、という質問を受けることがあります。

民法では、契約は当事者間の意思の合致により成立するとされています。例外として、金銭消費貸借契約の場合に意思の合致だけではなく実際の金銭の交付がなければならない、保証契約は書面等によらなければならないなどの特例はありますが、原則としては、書面がなくても契約の「申込」(発注)と「承諾」(受注)の意思表示が行われた時点で契約は成立するのです。



◆なぜ契約書を作成するのか

それでは、なぜ契約書を作成する必要があるのでしょうか。

それは、主として、後々、紛争や裁判になった際に、契約締結の有無、また、契約内容や合意事項を証明することができるようにするためです。

この点、契約書でなくとも合意内容を示すものであればよいため、メールやFAXのやりとりなども契約書に代わる証拠として有効となることがあります。

取引の相手に契約書の作成をお願いしにくい、という場合には、単なる口頭合意だけではなく積極的にメールなどで合意内容を残しておくことで役立ちます。

とはいえ、契約書は社長などの最終決裁者がその内容を確認したうえで押印していることが前提となりますので、やはりメールよりはるかに高い証明力を有します。

◆契約書に何を書くか

契約書の作成は面倒、と思われる方も多いかもしれませんが、しかし、実は互いの債務の内容を特定して記載するだけの契約書でも多くの紛争を予防できます。このとき、「誰が」「誰に」「いつ」「何を」「どうするか」を具体的に記載します。例えば、売買契約書であれば「甲は乙に対し、平成29年10月1日までに、商品〇〇を引き渡す。」「乙は甲に対し、平成29年10月末日までに、売買代金として〇〇円を支払う。」のように債務の内容を具体的かつ明確に特定して記載します。これだけでも、トラブルが起こった際にどちらが契約違反をしているかが明確になり、紛争の拡大を防止することができるのです。

参考文献： ■納税通信 第348号 ■「ミラサポ」未来の企業応援サイト

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を下記の通りとさせていただきます。ご了承の程、よろしくお願い致します。

休業期間：12月29日(金)～1月4日(木)

尚、5日(金)より平常通り業務を行います。



あしがき 和田です。先日、恐怖指数が23年ぶりに過去最低を更新したというニュースを見ました。投資家の警戒感が大きく後退しているということで、本来であればいいニュースなのでしょうが、株や仮想通貨の連日の高値更新などをみていると、どうも過熱気味に思えてしまい中々手が出せません。リーマンショック前にも恐怖指数が低水準で推移していたことを考えると嵐の前の静けさのようにも思えてしまいます。悲観的過ぎるような気もしますが、慎重に判断していこうと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

